

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
 (当日起きがてる日は、
同日の翌日)

法第十条第一項の規定に基づき、米子市下郷三一八相賀功ほか三十四人の者が共同して
行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業下郷地区農業用用排水及び暗
きよ排水）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告
示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す
る同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事
業（一般）賀露地区農業用用排水及び農道整備）を平成七年三月三十日認可したので、
同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す
る同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（集落環境整備事業上
原地区農業用用排水）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項
の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同

平成7年3月31日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）向国安地区農業用用排水、農道整備及び暗きよ排水）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用用排水及び農道整備）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用用排水及び農道整備）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農道整備）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農業用用排水）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（非補助事業上高野地区区画整理）を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（営農活性化）南方地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三代寺地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）松上地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）谷長瀬地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年三月三十一日

一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字人形山一〇〇九の一八、字深知川向四七七の八、四七七の九、大字神倉字木長谷六八一の一、六九二から六九四まで、六九五の一、六九六の一、六九九、大字穴鴨字穴鴨平ラ一四四七、一四四八

二 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

三 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字人形山一〇〇九の一八、字深知川向四七七の八、四七七の九、字木長谷六九二から六九四まで、六九五の一、六九六の一、六九九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をことができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字木長谷六八一の一

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第二百九十七号

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡八東町、東伯郡三朝町、西伯郡会見町、西伯郡大山町、西伯郡中山町及び日野郡江府町

三 終了年月日 平成七年二月二十八日

鳥取県告示第二百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十月十四日 鳥取県指令受鳥土維第四百四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字下宝殿

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四〇

日本海産業 株式会社

代表取締役 岸野 八重子

鳥取県告示第三百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月五日 鳥取県指令受都計三一一第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字古屋敷一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

足立 仁志

鳥取県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年二月二十二日から平成十一年三月三十一日まで
(変更前平成三年二月二十二日から平成八年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱

2 使用の部分 なし

鳥取県知事第414号

平成6年十月鳥取県知事第746号（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定について）の「船や次のものに改訂し、平成7年四月一日から施行する。」

平成7年11月11日

「五十六万六千円」を「五十七万六千円」に改める。

公

告

鳥取県公報

平成7年3月31日 金曜日

特級技能検定合格者
機械加工
戸田正一
建設機械整備
戸羽孝
一般技能検定合格者
さく井

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成6年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成7年3月31日

鳥取県知事 西尾邑次

ロータリーさく井工事作業	前田敏澄	川口雅秀	福本美治
機械保全	坂本真一	柴田博信	竹田紀雄
機械検査	市澤伸之		
機械保全作業			
電気系保全作業	川戸勇	美田佳則	会見清康
機械検査作業	渋谷文幸	島山悦男	
板倉一仁	藤木哲夫		
空気圧装置組立て	中本晴幸	池田哲	
空気圧装置組立て作業	藤谷龍夫		
農業機械整備	藤原克也	杉浦清天	西古郁生
農業機械整備作業	米原英美	奥野雅光	
中島由孝	武田幸生	澤田武範	
花田豊	杉谷大成	足立公司	
さく井			

米澤忍	宮平和浩	平石潔治	清水益	中村賢一
二級技能検定合格者 さく井		野田昭彦	田中浩	藤岡覚
ロータリーさく井工事作業		米原勝彦	益田西	閑志
中村和則	幸男	橋田英幹	本秀	温志
新田亘	亘	澤田幹	裕柳	博志
山本山		石原夫	吉澤	元朗
鍛造		卓	中松吉	中藤
プレス型鍛造作業		遠藤誠	澤中	開賢
石田博行	牧野典治	木下吉	水谷	一
石田博行	牧野典治	下木吉	中田裕	覺
遠藤誠	山本真	高田好	田中好	一
山本真	山治	好	中嶋	司
機械加工		志博淳	田中好	中嶋
フライス盤作業		孝楨好	田中好	賢
鷲見賢一		嶋涌好	中嶋	一
金型製作		山田好	中嶋	一
プレス金型製作作業		門脇口好	中嶋	一
岡本武史	津村尚志	谷高好	中嶋	一
プラスチック成形用金型製作作業		高山好	中嶋	一
生部達也	山名勝也	涌好	中嶋	一
機械検査		回転電機組立て作業		
機械検査作業		長野慎一		
大西明	羽鳥吉彦	林己之		
住友完爾	森田信晴	崎裕和		
機械保全		森和司		
機械系保全作業		谷次哲		
冷凍空気調和機器施工				

三浦利隆	島石博文	機械検査作業
田中国彦	宮原勝	鉄筋施工
コンクリート压送施工	景川雄治	鉄筋組立て作業
西村志郎	田中照美	コンクリート压送工事作業
ガラス施工	小早川一行	ガラス工事作業
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション
立体図作成作業	遠藤貴治	立体図作成作業
岡本幸美	牧田尊明	機械・プラント製図
立体図仕上げ作業	宗藤善哉	機械製図作業
岡本幸美	牧田尊明	電気製図
配電盤・制御盤製図作業	宗藤善哉	電子回路接続
永井信夫	岡義博	電子回路接続作業
塗装	岡島清二	和多敏信
鋼橋塗装作業	小谷智章	吉川部信明
司世木重雄	矢城磨樹	樹脂接着剤注入施工
小野修一郎	本田史武	エポキシ樹脂注入工事作業
三級技能検定合格者	機械検査	成健好誠
		寺坂賢成
		西村正浩
		小堀徳治
		稻中吉
		寺田誠治
		中島成治
		田村佳靖
		田刑部貴昭
		田田好開